

特例的なルール

○ 再算定

国内価格と外国平均価格(英・米・独・仏)を比較し、市場実勢価格が外国平均価格の

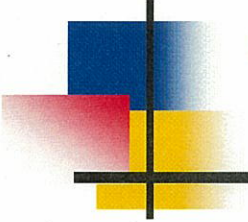
(1) 2倍を上回る場合、

あるいは、

(2) 1.5倍を上回り、かつ、前々回の改定での基準材料価格からの下落率が15%以内である場合は、

下記の算式を適用し、倍率に応じて価格を引き下げる(最大25%まで)。

$$\text{算定値} = \text{改定前材料価格} \times \frac{\text{既存品外国平均価格} \times 1.5}{\text{当該機能区分の属する分野の各銘柄の市場実勢価格の加重平均値}}$$



4. 新規材料の価格算定ルール
